

平成 3 0 年 第 1 回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

平成30年第1回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

平成30年2月5日(月)、平成30年第1回秋川流域斎場組合議会定例会は、ひので斎場会議室に招集された。

1. 出席議員(11名)

1番	辻 よし子	9番	清 水 浩
2番	大久保 昌代	10番	清 水 兵庫
3番	村 木 英幸	11番	吉 川 洋
5番	窪 島 成一	12番	小 峰 陽一
7番	平 野 隆史	13番	澤 本 幹男
8番	加 藤 光徳		

2. 欠席議員(1名)

6番	山 根 トミ江
----	---------

3. 会議録署名議員

2番	大久保 昌代	3番	村 木 英幸
----	--------	----	--------

4. 出席説明員

管理者	橋 本 聖二	担当課長	濱 中 修
副管理者	澤 井 敏和	担当課長	山 本 淳史
副管理者	坂 本 義次	担当課長	久保嶋 光浩
副管理者	河 村 文夫	担当課長	原 島 滋隆

5. 事務局職員

事務局長	西 和彦	係長	峯 尾 元久
主 事	小 林 孝行		

平成30年第1回
秋川流域斎場組合議会定例会議事日程

日 時 平成30年2月5日(月)

午後2時開議

場 所 ひので斎場 会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5	議案第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例)
日程第 6	議案第2号	秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求 めることについて
日程第 7	議案第3号	平成30年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金 について
日程第 8	議案第4号	平成30年度秋川流域斎場組合会計予算について
日程第 9	議員提出議案 第1号	秋川流域斎場組合議会会議規則の一部を改正する 規則について

午後 2 時 0 0 分 開会

議長 (平野 隆史君) ただいまより、平成 3 0 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例会を開催いたします。

はじめに、本日、6 番、山根トミ江議員につきましては欠席の旨の報告がございます。皆さんご承知のほどお願いいたします。

前回定例会以来、奥多摩町議会選出の高橋邦男議員から、平成 2 9 年 1 2 月 1 日付で辞職願が提出され、受理されていることをご報告いたします。

後任として、澤本幹男議員が当組合議会議員に選出されましたので、澤本議員より、自己紹介をお願いしたいと思います。

13 番 議長 (澤本 幹男君) 奥多摩町の澤本と申します。よろしく申し上げます。

議長 (平野 隆史君) ありがとうございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (平野 隆史君) 日程第 1 「議席の指定」を行います。
議席は、会議規則第 3 条の規定により議長において指定いたします。
ただいまの着席どおりの指定といたします。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (平野 隆史君) 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 1 0 9 条の規定により議長において、
2 番 大久保昌代君
3 番 村木英幸君
を今会期中、指名いたします。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (平野 隆史君) 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日限りといたしたい
と思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (平野 隆史君) ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日一日限りと決定いたしました。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (平野 隆史君) 日程第 4 「諸般の報告」を行います。
管理者、橋本聖二君。

管理者 (橋本 聖二君) 議員の皆様方、こんにちは。
ただいま議長のご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

本日は、平成 3 0 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、

暦の上では立春ではございますが、まだまだ厳しい寒さが続く中、ご出席を賜り、開会ができますことを心からお礼申し上げます。

また、奥多摩町議会におかれましては、当組合議会議員が改選され、澤本幹男議員が新たに斎場組合議会議員に選出されました。当組合の運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、去る1月22日から23日にかけての積雪と、さらには2月1日の降雪につきましては、都内各所で交通機関等への影響が出ましたが、当斎場では予定どおり、式及び火葬を執行することができました。斎場周辺の道路においても20センチ程度の積雪がありましたが、町、斎場、循環組合職員や町内建設業者による懸命な対応により、アクセス路等の確保や、場内駐車場の除雪をすることができました。今後も利用者の安全確保に向け取り組んでいく所存でございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

平成29年4月から30年1月までの施設利用状況でございますが、火葬は全体で1,179件、前年同時期との比較では、22件の増でございます。

式場では、全体で345件、前年同時期との比較では、40件の減でございます。

全体に対する組合内の利用割合は、火葬は1,088件で92.3%、式場は328件で95.1%でございます。

以上が現在までの利用状況でございます。

次に、本年度に実施した主な事業でございますが、設備の改修工事等を5件予定しておりましたが、いずれも順調に施工し、予定どおり完了する見込みとなっております。

当施設の性格上、ご高齢者のご利用が多く、豊席での会席が困難な方もいることから、足の不自由な方用の座椅子24脚を購入したところ、大変ご好評をいただいているところでございます。今後、ご利用者のご意見などを参考とさせていただき、さらなる拡充等も検討してまいりたいと考えております。

今後も斎場組合の運営に当たりましては、多くの皆様に安心してご利用いただくことを第一に、誠意をもって努めてまいり所存でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、ご挨拶方々、諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 (平野 隆史君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

議長 (平野 隆史君) ※ ※
日程第5 議案第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

管 理 者

これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。
(橋本 聖二君) 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、「秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、秋川流域斎場組合一般職の職員の給与について、東京都人事委員会勧告を踏まえた改正を行うものでございます。

改正内容は、一時金の支給月数を0.1カ月引上げ、年間支給月数を4.5カ月といたしました。なお、引き上げる0.1カ月分につきましては、平成29年度は、12月に支給する勤勉手当に加算することとし、30年度以降は、0.1カ月を等分し、6月と12月の勤勉手当にそれぞれ0.05カ月を加算することといたしました。

なお、給料表については、公民格差が0.02%と極めて小さいため、今回の改正は行わないことといたしました。

秋川流域斎場組合の職員に係わる給与制度等につきましては、従来より日の出町に準拠してまいりました。今回、日の出町が東京都人事委員会勧告に沿って改正を行ったため、斎場組合におきましても同様の改正を行うものでございます。

なお、第1条の改正の施行日は公布の日、第2条の改正の施行日は平成30年4月1日となっておりますが、第1条は暫定期間に関する規定、第2条は30年度以降の本則に関する規定であり、一連の改正に係わる事項であることから、一括での改正を必要とするものでございます。

また、一時金の基準日が12月1日となっており、基準日以前の条例改正が必要であることから、専決処分とするものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして、提案理由のご説明とさせていただきます。

議 長

(平野 隆史君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(平野 隆史君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(平野 隆史君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(平野 隆史君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

————— ※ ————— ※ —————

議 長

(平野 隆史君) 日程第6 議案第2号「秋川流域斎場組合監査委

員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

小峰陽一君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、小峰陽一君の除斥を求めます。

(小峰陽一君 退席)

議 長 (平野 隆史君) これより提案者の説明を求めます。
管理者、橋本聖二君。

管 理 者 (橋本 聖二君) 議案第2号 秋川流域斎場組合監査委員の選任に
つき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、議員選出の監査委員でございました高橋邦男委員が、平成29年12月1日付で辞職されたことに伴い、新たに監査委員を選任する必要が生じたことから、後任として、小峰陽一議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意を得たく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意をお願いして提案理由のご説明とさせていただきます。

議 長 (平野 隆史君) これより質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (平野 隆史君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。通告を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (平野 隆史君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。
これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (平野 隆史君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

先ほど小峰陽一議員の監査委員の選任について、全会一致で同意をいただきました。ご本人に一言ご挨拶をお願いいたします。

監査 委員 (小峰 陽一君) ただいま監査委員に選任いただきました小峰です。
どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 (平野 隆史君) ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

————— ※ ————— ※ —————

議 長 (平野 隆史君) 日程第7 議案第3号「平成30年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。

管 理 者 (橋本 聖二君) 議案第3号 平成30年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成30年度の組織市町村の負担金の額を

定めるものでございます。

総額は1億6000万円で、前年度と同額でございます。

算出は、平成29年10月1日現在の住民基本台帳人数、28年度の利用実績数値及び400万円の均等割を基に算出しております。

各市町村の負担金額及び総額に対する割合は、あきる野市1億222万7千円で負担率63.89%、日の出町3199万2千円で負担率20.00%、檜原村867万9千円で負担率5.42%、奥多摩町1710万2千円で負担率10.69%。

前年度対比では、あきる野市68万8千円で0.67%の減、日の出町96万円で3.09%の増、檜原村8万円、0.91%の減、奥多摩町19万2千円、1.11%の減となっております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長 (平野 隆史君) これより質疑に入ります。

11番、吉川洋議員。

11番 (吉川 洋君) 負担割合の根拠の数字を教えてくださいたいのは、まず負担金が、均等割が10%で、人口割が40%、利用割で50%、利用割額のほうでは50%のうちの火葬場が80%で式場が20%と。このパーセンテージの割合は何を根拠にこういう数字が出てきているのか、私たちが住民の方から質問を受けた場合、こういうことなんですよという説明をする必要もあると思いますので、ご説明いただきたいと思います。

議長 (平野 隆史君) 事務局長。

事務局長 (西 和彦君) ただいまの負担割合の根拠ということでございますけれども、申し訳ないのですが、私のほうも過去にどういう経緯で試算をし、この割合にしたかというデータを今のところ手元に持っておりませんので、その辺につきましては早急に調べて皆様にお示ししたいと思います。

ただ、利用率50%のうちの、火葬場割合80%、式場割合20%ということですが、火葬につきましては組織市町村の方であれば必ずここで火葬するというようなことがございます。ただ、式場につきましては、こちらの式場を利用される方、あるいは民間を利用される方、いろいろございますので、そういったところで50%の中の8割を火葬場のほうでみさせていただいて、式場のほうは20%という形でこちらの割合は定めているものと思います。

均等割10%、400万円について、この10%という率につきましては、存じ上げておりませんので、資料を私のほうで作らせていただいて、後ほど皆様方にお示しするという形でよろしいでしょうか。

議長 (平野 隆史君) 11番、吉川洋議員。

- 1 1 番 (吉川 洋君) 当然答えられるかなと思って質問したのですが、
 そういうことであれば、資料を出してください。特にこの均等割の部
 分、要するにパーセンテージがどうしてこれに決まったのかなという
 のは、素朴な質問なんですよね。ですから事務局のほうも当然、こ
 ういうことについては、こういう経緯があつて、こうなんですよとい
 うことわかるような資料を、本来は議案ですから、議案とともにわか
 るような答えをいただいた上で、わかったよということの議決をした
 いなと思うのですが、そういうことであれば、しょうがないでしょう。
 資料は早急に出してください。よろしくお願ひします。
- 議 長 (平野 隆史君) ほかに、ございますか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 (平野 隆史君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
 これより討論に入ります。通告を願ひます。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 (平野 隆史君) 通告がございませんので、討論を終結いたします。
 これより議案第3号を採決いたします。
 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 (平野 隆史君) ご異議なしと認めます。
 よつて、議案第3号は原案のとおり承認されました。
- 議 長 ※ ※ ※
- 議 長 (平野 隆史君) 日程第8 議案第4号「平成30年度秋川流域斎
 場組合会計予算について」を議題といたします。
 これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。
- 管 理 者 (橋本 聖二君) 議案第4号 平成30年度秋川流域斎場組合会計
 予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
 本議案につきましては、平成30年度秋川流域斎場組合会計予算の
 歳入歳出予算総額を2億6908万8千円とさせていただくもので
 ございます。前年度と比較いたしますと2797万8千円の増額で、
 率にして11.6%の増となっております。
 主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。
 歳入につきましては、組織市町村負担金が1億6000万で、前年
 度と同額といたしました。
 使用料のうち、火葬場使用料は1700万円、式場使用料は400
 0万円とし、いずれも前年度と同額といたしました。
 繰入金は、5000万円を計上し、計画的な設備の改修工事等に充
 当するものでございます。
 繰越金は前年度と同額でございます。
 次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。

議会費は80万6千円で、前年度と同額といたしました。

総務費は、4941万5千円で前年度より173万2千円の減額となっております。総務費の主な内容は、建物設備整備基金積立金1000万円や人件費などとなっております、全体的に例年と同様の内容となっております。

衛生費は、1億6598万4千円で前年度より2971万円の増額となっております。内訳でございますが、燃料費は972万円、光熱水費は1194万3千円で、それぞれ前年度と同額といたしました。

委託料につきましては、法定点検や継続的な業務経費となっております、予算額は6398万7千円で前年度とほぼ同額となっております。

使用料及び賃借料は、除雪機、AED、防犯カメラのリース料で、94万7千円で前年度と同額といたしました。

工事請負費は6966万6千円で前年度より2667万円増額いたしました。30年度につきましても29年度と同様に、設備の改修工事費を中心に計上いたしました。主なものは、火葬棟吸収冷温水発生器更新工事1404万円、火葬炉増設工事4212万円などがございます。冷温水発生器は施設全体の冷暖房に係わる設備で、29年度の式場棟の工事に引き続き火葬棟についても実施するものです。火葬炉増設工事は現行の3炉に1炉増設し、4炉による運営を行うための増設工事です。

公債費は、元金、利子の合計5188万3千円で、前年度と同額となっております。

予備費は100万円で、前年度と同額でございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由のご説明とさせていただきます。

議長 (平野 隆史君) これより質疑に入ります。

1番、辻よし子君。

1番 (辻 よし子君) それでは、3点ほど質問をさせていただきます。

まず予算書4ページの歳入についてです。2の使用料、手数料ですけれども、平成29年度予算が5710万3千円、平成30年度予算が若干減額されて5708万5千円となっております。

ただ一方で、平成28年度の決算の概要の資料の中で、これまでの使用料、手数料の推移が載っていました。それを見ますと、平成23年度、24年度が約5800万、平成25年度以降は毎年6000万円を超えています。特に平成28年度は7000万円近くに増加しております。こうした中で、予算として5700万に抑えているという理由について教えてください。これが1点目です。

2点目、9ページになります。第3款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・斎場費、説明欄の斎場管理経費・1317火葬炉残骨灰

処理委託料、1円についてです。この1円については前回、きょう欠席されています山根議員のほうから質問が出まして、そのご答弁のほうで1円の意味はよくわかりました。

ただ、残骨灰について、昨年末、12月26日から数日間にわたり東京新聞のほうで連載がされました。その報道によれば、ひので斎場と同じように現在、委託処理をしている自治体の中にも、将来、委託から売却のほうに切り替えて、残骨灰から収入を得ようという、そういう自治体があるとのこと。残骨灰を売るということは当然、市民感情としては批判があると思います。ただその一方で、1円の契約で委託しても、結局、請負業者が売って収入を得ているのではないかと、そういう考え方もあるのではないかと思います。そうした点から考えて、この問題、もう少しほかの自治体の状況なども知って、検討していただきたいなと思います。

そうしたことがありますので、他の自治体の現状と、今後どういうふうを考えているのかということも含めて、事務局のほうで資料を集めて、議会のほうに提出していただけないかというのが2点目です。

最後3点目になります。10ページ、同じく第3款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・斎場費、説明欄の斎場管理経費・1532火葬棟吸収冷温水発生器更新工事、先ほどご説明のあった冷暖房に関わる1404万円についてです。

平成28年度の決算の概要の資料に、長期修繕計画に基づく基金充当工事実績及び今後の見込みという、今後どのように基金を使って更新工事をしていくかという一欄が出ていました。その表を見ると、平成30年度に予定として火葬炉増設は記載されているのですが、この火葬棟吸収冷温水発生器については記載がされていませんでした。決算書と一緒に出された資料に出ているこの長期計画、これは平成24年に計画されたものだと思いますけれども、その当時には計画されていなかった工事を今回行うことにしたのか、それとも計画の中に入っていたけれども表には載っていなかったということで、この更新工事、平成24年度に長期計画を立てた計画に従って行われているのかどうか、この3点をお願いいたします。

議 長
事務 局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) それでは、ただいまの辻議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に4ページの使用料の関係でございます。30年度予算の積算にあたりましては、全体的には29年度と同額程度を見込んでございます。その中で、先ほどもありました長期修繕計画に基づく工事関係に伴う歳出、それから建物設備整備基金からの繰入金である歳入を同額程度、増額したというようところが30年度予算の特徴とな

っております。そんな中で、使用料につきましては、29年度において前年度と比較して大きな減額が見込まれることから、30年度予算におきましては29年度と同額程度を見込んだところでございます。ご指摘のとおり、最近の決算の状況をみますと、もう少し上乗せをした上で、その増額分を歳出として建物設備整備基金への積立に計上するという方法もあったのかなと思っております。

ご指摘のとおりではございますが、その一方で、冒頭に本日お配りした資料をご覧いただきたいと思っております。資料で29年度、今年度の斎場利用状況をお示しさせていただいております。下が式場の利用状況です。29年度は1月末現在で前年度と比較いたしまして40件の減ということになっております。その一方、28年度について見ますと、前年度比較で30件増えております。これを見てわかりますとおり、変動幅が非常に大きいというようなことがございます。

その原因というのは、いろいろな要因があるかと思っておりますので一概には言えませんが、40件の減となりますとその影響額は、通夜、告別式があったとして、400万から500万円程度の影響ということになります。このような状況から、ある程度抑え気味な予算編成になってしまっているということもご理解いただければと思っております。

いずれにいたしましても今後におきましては、ご指摘の内容を十分に踏まえまして、的確な推計の下に、より適正な予算措置に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の、9ページ、残骨灰の関係でございしますが、前回の定例会で、先ほどもございましたが山根議員からのご質問にもお答えしたとおりでございまして、国の指針とかそういったものがないというような状況もございします。その中で当斎場としては、できる限り健全な業者に委託しようというようなことで取組もしているということも説明させていただきました。そのようなことで、いろいろ情報とかそういったものも持っておりますので、今後の検討の材料として、事務局で持っている資料は、まとめたものをお示しさせていただきたいと思っております。

最後、10ページの1532火葬棟吸収冷温水発生器更新工事ということで、こちらの内容が決算概要の8ページになりますか、こちらに載っていないけれども長期修繕計画に基づくものなのか、そうでないのかというご質問でございします。

こちらにつきましては長期修繕計画で計画していたものでございます。式場棟の冷暖房の設備工事を今年度実施しておりますが、もともと式場の冷暖房の工事というのは長期修繕計画では平成31年度に予定しておりました。火葬棟の設備については32年度に予定しておりました。ただ、保守点検等を行っている中で、そろそろ年数的にも

不具合が生じ始めているというようなことがありましたので、お客様に迷惑をかけないように29年度に、2年ほど前倒しさせていただいて、式場棟のほうの冷暖房は対応させていただきました。それに続きまして火葬棟の冷暖房のほうも来年度、30年度に予定させていただくということで組ませていただきました。

決算概要の資料の中に火葬棟の項目がご指摘のとおり抜けておりましたので、そちらのほうはお詫び申し上げたいと思います。いずれにいたしましても、もともと長期修繕計画で計画をしていたものでございます。

以上でございます。

議
1

長
番

(平野 隆史君) 1番、辻よし子議員。

(辻 よし子君) ご答弁ありがとうございます。最初の質問に関しては、今年は少し火葬のほうは減っているということで、500万円ぐらいの減ということですので、昨年度が6900万超えていますので6400万と。それと比べてもやはり5700万というのは低過ぎるかなと思いますので、やはり予算というのはなるべく実態に合わせた形をするのがいいと思いますので、結局、基金に積み上げることになるんだと思いますけれども、なるべく実態に即した予算になるように、平成31年度には少し検討していただければと思います。

2番目に質問しました残骨灰については、資料のほう、よろしくお願いたします。

3番目に質問しました長期計画ですけれども、先ほどちょっとご紹介した一覧表のほうでは、平成30年から平成33年まで、これは合計で1億2000万の予算があるということで、毎年1つつつ工事が挙げられているだけなんです。他にもあるのかとか、その33年度以降はどうかとか、長期計画、平成24年に立てたままその後が見えない形になっているように感じますので、平成30年度以降の長期計画をもう少しわかりやすい形で資料として、すぐではなくていただきたいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議
事務

長
局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) 長期修繕計画についての資料提供ということでございます。その辺のところは、なるべくわかりやすい形で作成して、提供をさせていただきたいと思います。

少し説明させていただきますと、長期修繕計画については、平成24年のときに調査を実施いたしました。この施設は平成13年に供用開始になっていきますので、供用開始後11年の割と新しい時点での調査でございました。そのときに調査を行った総合評価が出ております。そちらを見ますと、調査実施時期は築11年であり、保守管理が良好であることから、法定耐用年数以上の機器の使用が期待できるという

ような報告がございます。その中でバッテリーの使用年数であるとか、錆や劣化等の見られる箇所の修繕処置を実施した上で計画修繕年数による計画を策定し、対応していくことが望ましいという報告を受けており、それを受けまして長期修繕計画を立てております。

長期修繕計画については、国の示すガイドラインがございまして、そちらに基づいて立てております。建築でいうと12年、電気設備で15年、空調給排水設備で15年というようなガイドラインに基づいて策定しており、平成45年までの長い表は作ってございます。ただ、それはあくまでも供用開始後11年のことであり、今後、平成33年度で20年を迎えることから、第2次長期修繕計画と言うのでしょうか、そういったところも見直しを加えて、必要な調査を加えながら、次のそういったことも検討はしていく必要があるのかというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、資料は後ほど提供させていただきたいと思っております。

議 長
1 1 番

(平野 隆史君) 11番、吉川議員。

(吉川 洋君) 3点ほどあります。まず予算書の8ページのホームページの更新料というのが10万円計上されています。それと9ページ、先ほど辻議員が質問いたしました残骨灰処理委託料の件と、10ページの火葬炉増設工事、この件の3つ質問いたします。一括でやらせてもらいます。

まずホームページの更新料ですけれども、組合のホームページを私のアイホンで見させていただいたのですが、議会日程などは、どこかに書いてあるのかなと思って探したのですけれども、何月何日、議会がありますよというのは通常、一般自治体では議会ではそういうものを出していると思いますが、それはどこかに書いてあるものなのか、ないものか、その確認と、ホームページ更新委託料10万ということですが、内容を見ていると、会議録などは貼り付けておりますから、これは会議録センターみたいなところからもらったデータをそのまま貼り付ければ済むというような状況で、毎年、毎年10万円払っているという意味合いがあるのかなと。自分のところでも、職員でもできてしまうんじゃないかなとちょっと感じたものですから、そういうような検討は、内部でやってもいいじゃないかみたいな検討はされたかどうか。

それから、このホームページの委託先というのは、ここ数年どういう形で委託先を決定しているのか。それから全般的に、今のものと言えば、細かい数字が全部予算書の中に載ってしまっているの、契約のあり方として、全部数字が見えちゃうというので、こういうのって大丈夫かなとちょっと思ったんですが、とりあえずホームページの委

託料の10万円についてはその辺のところについて、もしわかれば、年間どの程度更新しているんですか、委託の方法、それから議会日程の記載についてはどうなっているか、その辺のところです。

火葬炉の骨灰のほうですけれども、これも東京新聞や、あとテレビでもやっていたんですかね、それで1円入札ということ。そういうようなことの中で問題としては、一部事務組合などが売却となると、住民感情としても、いかがなものかなというような、先ほど辻議員も指摘しておりましたけれども、この中で問題は、委託を1円で受けて、処分が適正にされているのかどうか、私が報道機関で見た限りにおいては、その処理の仕方がかなりずさんなところもあるというようなことも報道されておりました。その辺のフォローアップはどうやっているのか。また、1円という予算がつけてありますけれども、これの入札のあり方は、契約ですか、随契なのか、一般的なのか、指名なのか、どういう形でこれを行っているのかについて。

最後は火葬炉増設ですけれども、これは前回、ひので斎場火葬炉増設概要という書類をいただきまして、この表ページのすぐ裏に、概算金額が5700万、これの内容が、火葬炉増設が3500万で、火葬炉監視・制御システムが2200万、合計5700万となっているわけですけれども、この概要と、業者も宮本工業さんですか、そういうような形で前回資料をいただいたのですが、この内容と、今回の予算書の中でここが変わったよというようなところがあったら、ご説明をいただきたいと思います。

議 長
事務 局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) ただいまのご質問、3点ほどございますのでお答えさせていただきます。

まず8ページのホームページの関係でございますけれども、ホームページの中に議会日程等が掲載されているか、いないかというご質問でございますが、現在のところ日程は掲載してございません。ただ、議員の方の名簿であるとか、あるいは決算の概要であるとか、そういったことはこの議会でご指摘をいただきまして、昨年度あたりから随時追加させていただいております。日程のほうも、今後そういった形で追加も可能かと思っておりますので、その辺は対応していきたいと考えております。

委託先でございますが、ちなみに予算では10万円ということですが、平成28年度の決算でいきますと、4万円弱で決算という形になっております。内容といたしましては、基本的な管理あるいは簡易的な更新とかそういったものは、特に追加で料金が発生することはありませんが、ホームページのデザインだとか構成を大きく変更したときには、当然それに伴う委託もその10万円の中で出てくるも

のなのかと考えております。今現在、例えば議会関係で何か追加をしたいとかそういったことで、それに伴ってそのつど料金がかかるとかということはございません。

委託先でございますけれども、町の広報とかを行っている業者に過去からお願いしておりまして、管理の仕方も、いろいろなところに回してしまうとホームページ自体も見づらくなってきたりとかございますので、今のところは過去からの業者をお願いしているところでございます。金額的にも、予算は10万ですけれども、そこまではいくものではないということでございます。それから年間の更新回数ということですが、随時こちらのほうから気が付いたところを更新していただいて、例えば年末年始の火葬場の開場の状況であるとかそういったことを、随時そのつど、こちらからデータを送って更新をしていただいているところでございます。

9ページの残骨灰の関係でございしますが、実際には契約は1円ですけれども、予算上は1千円という形になっております。処理がずさんであったりとか、そういったことも懸念されるということでございます。当斎場におきましても、そういったことは当然に懸念されますので、処理業者にとっては厳しい内容にはなっておりますけれども、16項目に及ぶデータ、書類等を事前に提出させた上で、適正に処理がされるということを確認できる業者を選んでおります。

前回のときは13社、手を挙げてきて、その中から見積もりをとったのが3社ということで、10社はお断りしたということでございます。例えば持っている車両はどういう車両を使っているか、どういう場所で作業しているかとか、登記はどうだとか、環境の面からも残骨灰のダイオキシンの測定とか、その辺の処理はされているか、あるいは、これは全体供養になりますけれども、供養とかといったところもちゃんと行っているか、そういったいろいろ厳しい条件を出しまして、それに適合した3社からのみ見積もりをとらせていただいております。見積りが1円であがってきましたので、最終的には、その中から抽選という形で決定させていただきました。

今後もその形で残骨灰については進めていきたいと考えております。ただ、それにつきましても、例えば国のほうから指針が出てくるとか、違う考え方が出てくれば、それは当然に当斎場としても、あるべき形をとっていきたいと考えております。

3点目、火葬炉の増設です。前回の定例会終了後に資料は示させていただきましたが、先ほどお話のございました内容でございしますが、前回の資料に火葬炉増設と火葬炉監視・制御システムというのが載っていたと思いますけれども、この制御システムというのは、今回は入られてございません。結局、今まであった3つの炉と今度新しく入れる

1つの炉、合計4つの炉になりますが、やはり17、8年経ってきま
すと、現在の制御システム、コンピューターで4つの炉をまとめて制
御する機械ですが、過去の炉は型が古くて対応できないということが
業者の調査でわかりました。そういったことから、新たに入れる1つ
の炉だけを制御するシステムにお金を使うのはもったいないというこ
とで今回、制御システムは入れておりません。ただ、機械単体での制
御は、それは当然に働く機械でございます。

前回3500万ということで火葬炉の増設は概要として示させてい
ただきましたけれども、これは消費税は含まれていない概算というこ
とでご理解いただければと思います。

その後、業者のほうと調整をいたしまして、誘引排風機、排気ファ
ン。これは火葬によって発生した排ガスを大気に放出するためのファ
ンということですが、増設にあたっては供用開始時に設置した
11kwのものから容量のもっと大きなファンに変えることとしまし
た。それによってより環境に配慮できる形がとれるということであり
ます。また、コンプレッサー等については、現在、予備のコンプレッ
サーがない状態で稼働しておりますが、万が一故障した場合には火葬
がストップしてしまうこととなりますので、予備1台を含めて2台で
運用していこうということで、前回の概要から追加させていただいて
おります。

以上でございます。

議 長
1 1 番

(平野 隆史君) 11番、吉川議員。

(吉川 洋君) まずホームページの更新委託、実績は4万円程度
ですよというようなことですが、ぜひ議会日程と同時に議案書などの
ことも、議案としてこういうものがありますよと、一部事務組合とい
えども監査があるし、事務局もあるし、それで一般住民の人の税金で
成り立っているわけですから、そういう人たちや住民の方が、こうい
う一部事務組合の運営などについても、議会についても関心を持って
いただくと。そして場合によっては傍聴に来ていただくというような、
こういう発信も必要だと思います。そういうようなことについては、
ぜひ早急に取り組んでいただきたい。これは要望にしておきますけれ
ども、よろしく申し上げます。

それから、骨灰処理のほうですけれども、昨年の実績ですと13社
で3社、最後は抽選にしましたよということですが、そういう
場合に書類審査はもちろん大切なことですが、現場の確認など
は出向いて行っているものなのですか。事務局のほうで、こういう所
で、こういうふうな形でやっておりますよというようなことについて
は、どうやっているのか、去年の実績の中での説明。また、今年には
こういう形で入札が行われるわけですから、その考え方につい

て、お示しをいただきたいと思います。

それから10ページの火葬炉増設工事ですけれども、かなり細かい、4212万という数字、これたぶん業者のほうで出してきた数字ではないかと思いますが、これは監視・制御システムについては入っていないと。そうすると昨年いただいた資料ですと制御システムが2200万ですよね。火葬炉増設が3500万、そうすると3500万から4200万、約700万円ぐらいが工事費としていろんな付帯などがついて、業者のほうから、これだけかかりますから、これだけですよ、というようなものが示されたのか、あるいは事務局のほうでいろいろなところを調べた結果こういう数字を出してきたのか、そのことについて確認のため、ご説明をいただきたいと思います。

議 長
事務 局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) まず1点目の残骨灰の件についてでございますけれども、現場確認ということで実際に現場に赴いてということはしてございません。確か今は山梨の処理だったかと思えます。ただ、残骨灰を積み込むところであるとか、あるいは選別をしている場所であるとか、よく工事の時に看板を立てて写真を撮ったりすると思えますが、そういった写真の提供というのは当然やらせていますし、あるいは処理した残骨灰を何キロ持って行って、そのうちの何キロがこういったもので、何キロが純粹の残骨灰で、それについてはどう処理したかというような、その表も当然出させておりますし、あるいは全体供養になりますけれども、供養しているところの写真であるとかそういった諸々の書類はそのつど出させております。

火葬炉の関係でございますが、こちらにつきましては業者のほうといろいろ調整をしまして、先ほど申し上げました追加で、こういったものがあつたほうがより安全だとか、事故のときにも対応ができるとか、そういったこともいろいろと調整をいたしまして、そしてこれに対する経費はということで見積りもとって、そして予算計上させていただいたものでございます。

議 長

(平野 隆史君) ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(平野 隆史君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。通告を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(平野 隆史君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本議案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(平野 隆史君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

※ ※

議長 (平野 隆史君) 日程第9 議員提出議案第1号「秋川流域斎場組合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。11番、吉川洋君。

11番 (吉川 洋君) 提出者を代表いたしまして、提出議案の説明をいたします。

皆様のお手元には、その議案書が配付されております。念のため、読ませていただきます。

提出者は、私、吉川洋のほか、辻よし子様、村木英幸様、山根トミ江様。この賛同を得て、秋川流域斎場組合議会会議規則第51条（質疑の回数）の改正について。

これは皆様、例規集がお手元にあると思いますが、ここにおいて、例規集の第51条に「2回」というものが規定されております。このことによって前回の議会で、議長のほうもいろいろ裁量いただいて、質疑の回数のことについて混乱の議論がありました。

それを受けて私たちのほうで、議会というのは、私たちの議会は3回だけれども、2回のところも多分あるかもしれないという中で、地方自治などの研究者によれば、一部事務組合、より活発な議論がもっと必要だという指摘がここ十数年出ております。その中において、2回よりは、回数が多ければいいというものではないかもわかりませんが、でも檜原は3回やっております。ほかのところではどうなのか、3回のところもあれば2回のところがあるかもわかりませんが、例えばあきる野の病院のほう、あちらも3回になっているというようなことも聞きまして、できる限りより活発な議論をするには、2回より3回でどうでしょうかというようなことです。

したがって、この提案理由は、より深い審議をするため、秋川流域斎場組合議会会議規則第51条に規定する発言回数「2回」を「3回」に改正する必要があるということで、皆様のご賛同をいただきたいということの提案でございます。よろしく願いいたします。

議長 (平野 隆史君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (平野 隆史君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (平野 隆史君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議

長 (平野 隆史君) ご異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第1号は提案のとおり可決されました。

————— ※ ————— ※ —————

議

長 (平野 隆史君) 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。
これをもちまして、平成30年第1回秋川流域斎場組合議会定例会
を閉会いたします。

午後3時00分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成30年 月 日

秋川流域斎場組合議会議長

秋川流域斎場組合議会議員

秋川流域斎場組合議会議員